



宮 崎 県 公 報

令和 2 年 4 月 30 日 (木曜日) 第 102 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

○救急病院の認定…………… (医療業務課) 1	頁
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定施業要件の変更予定…………… (“) 1	
○特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 2	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (砂防課) 3	
○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (“) 4	
○土砂災害警戒区域の指定の解除…………… (“) 4	
○土砂災害警戒区域の指定…………… (“) 5	

○土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 6	
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) 7	
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) …… (農村整備課) 7	
○家畜体内受精卵移植講習会の開催…………… (家畜防疫対策課) 8	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 8	
人事委員会規則	
○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正す る規則…………… 9	
正 誤	
○令和 2 年 4 月 20 日付け県公報 (第 99 号) 中…………… 9	

告 示

宮崎県告示第 359号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院等と認定した。

令和 2 年 4 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
串間市民病院	串間市大字西方7917番地

2 救急病院等の認定の有効期間

令和 2 年 5 月 1 日から令和 5 年 4 月 30 日まで

宮崎県告示第 360号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和 2 年 4 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 民有林の保安林の所在場所 日南市北郷町北河内字下里山2207-56、2207-61

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 361号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第 33 条の 2 の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

令和 2 年 4 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村 (次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村 (次の図に示す部分に限る。)

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

東臼杵郡諸塚村 (次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標

準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 362号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項各号のいずれかに該当する場合は、令和2年11月1日から令和2年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

令和2年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

対象となる特定計量器	検査期日	検査受付時間	検査場所	検査区域
質量計	6月1日	午前10時から正午まで	木城町役場	木城町全域
	6月3日	午前10時から正午まで	都農町塩月記念館	都農町全域
	6月3日	午後1時30分から午後3時30分まで	川南町役場	川南町全域
	6月5日	午前10時から正午まで	高鍋町体育館	高鍋町全域
	6月8日	午後1時から午後3時まで	西米良村役場	西米良村全域
	6月9日	午前10時から正午まで	新富町総合交流センターきらり「アートスタジオ」	新富町全域
質量計	6月1日から7月31日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	児湯郡全域
	7月2日	午後1時30分から午後4時まで	五ヶ瀬町役場	五ヶ瀬町全域
	7月3日	午前9時から午前11時まで	高千穂町中央体育館	高千穂町全域
質量計	7月2日から8月31日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	五ヶ瀬町、高千穂町全域
	7月8日	午前10時30分から午後0時30分まで	須木総合ふるさとセンター	小林市須木全域
質量計	7月10日	午前10時30分から	高原町役	高原町全

質量計	7月15日	午後0時30分まで 午前10時から 午後3時まで	小林市野尻庁舎	小林市野尻全域
	7月8日から8月31日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	西諸県郡全域
質量計	7月17日	午後1時から 午後3時まで	日之影町中央研修館	日之影町全域
	7月17日から8月31日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	日之影町全域
質量計	8月5日	午前10時から 正午まで	都城市沖水地区公民館	都城市全域(都城市高城町、都城市山之口町、都城市高崎町、都城市山田町を除く)
	8月5日	午後1時30分から 午後3時30分まで	都城市庄内地区体育館	
	8月6日	午前10時から 午後3時まで	都城市小松原地区公民館	
	8月7日	午前10時から 午後3時まで	都城市小松原地区公民館	
質量計	8月5日から9月30日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	
	8月19日	午前10時から 正午まで	日南市役所鶴戸支所	日南市全域
	8月19日	午後1時30分から 午後3時まで	日南市下方宮農研修センター	
8月20日	午前10時から 午後3時まで	日南市役所		
質量計	8月26日	午前10時30分から 午後3時まで	日南市北郷町農村環境改善センター	
	8月27日	午前10時30分から 午後3時まで	日南市南郷町ハートフルセンター	
	8月19日から9月30日まで	午前8時30分から 午後5時15分まで	宮崎県計量検定所	
質量計	9月4日	午前11時から 午後3時まで	串間市総合保健福祉センタ	串間市全域

	9月4日から10月31日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所			丸目-9-新①	Ⅲ-1-9180-新①	急傾斜地の崩壊
						丸目-9-新②	Ⅲ-1-9180-新②	急傾斜地の崩壊
質量計	9月9日	午後1時30分から午後3時30分まで	延岡市島野浦島開発総合センター	延岡市全域(延岡市北方町、延岡市北川町、延岡市北浦町を除く)		丸目-9-新③	Ⅲ-1-9180-新③	急傾斜地の崩壊
	9月10日	午前9時30分から午後5時まで	延岡市中小企業振興センター			丸目-10	Ⅲ-1-9181	急傾斜地の崩壊
	9月11日	午前9時30分から正午まで	延岡市中小企業振興センター			丸目-11	Ⅲ-1-9182	急傾斜地の崩壊
	9月9日から10月31日まで	午前8時30分から午後5時15分まで	宮崎県計量検定所			丸目-12	Ⅲ-1-9183	急傾斜地の崩壊
						石坂	Ⅱ-1-0109	急傾斜地の崩壊
						石坂-新①	Ⅱ-1-0109-新①	急傾斜地の崩壊
						中泉-1	Ⅱ-1-4232	急傾斜地の崩壊
						松叶-1	Ⅱ-1-4234	急傾斜地の崩壊
						角上-1	Ⅱ-1-4235	急傾斜地の崩壊
						松叶-2	Ⅱ-1-4251	急傾斜地の崩壊
						松叶-2-新①	Ⅱ-1-4251-新①	急傾斜地の崩壊
						松叶-3	Ⅱ-1-4252	急傾斜地の崩壊
						松叶-4	Ⅱ-1-4253	急傾斜地の崩壊
						松叶-4-新①	Ⅱ-1-4253-新①	急傾斜地の崩壊
						石坂-1	Ⅱ-1-4254	急傾斜地の崩壊
						石坂-1-新①	Ⅱ-1-4254-新①	急傾斜地の崩壊
						石坂-2	Ⅱ-1-4255	急傾斜地の崩壊
						石坂-2-新①	Ⅱ-1-4255-新①	急傾斜地の崩壊
						谷ノ口-2	Ⅲ-1-9170	急傾斜地の崩壊
						前田-3	Ⅲ-1-9173	急傾斜地の崩壊
						松叶-5	Ⅲ-1-9186	急傾斜地の崩壊

備考

検査期日は、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

宮崎県告示第363号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	青水	1-1	地滑り
	内海南	1-5	地滑り
	丸目下	2-1	地滑り
	丸目上	2-2	地滑り
	石坂	2-3	地滑り
	丸目	林2-1	地滑り
	永原-2	Ⅲ-1-9166	急傾斜地の崩壊
	丸目-9	Ⅲ-1-9180	急傾斜地の崩壊

松叶-5-新①	Ⅲ-1-9186-新①	急傾斜地の崩壊
角上-2	Ⅲ-1-9187	急傾斜地の崩壊
角上-3	Ⅲ-1-9188	急傾斜地の崩壊
角上-5	Ⅲ-1-9190	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 364号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	永原-2	Ⅲ-1-9166	急傾斜地の崩壊
	丸目-9	Ⅲ-1-9180	急傾斜地の崩壊
	丸目-9-新①	Ⅲ-1-9180-新①	急傾斜地の崩壊
	丸目-9-新②	Ⅲ-1-9180-新②	急傾斜地の崩壊
	丸目-9-新③	Ⅲ-1-9180-新③	急傾斜地の崩壊
	丸目-10	Ⅲ-1-9181	急傾斜地の崩壊
	丸目-11	Ⅲ-1-9182	急傾斜地の崩壊
	丸目-12	Ⅲ-1-9183	急傾斜地の崩壊
	石坂	Ⅱ-1-0109	急傾斜地の崩壊
	石坂-新①	Ⅱ-1-0109-新①	急傾斜地の崩壊
	中泉-1	Ⅱ-1-4232	急傾斜地の崩壊
	松叶-1	Ⅱ-1-4234	急傾斜地の崩壊
	角上-1	Ⅱ-1-4235	急傾斜地の崩壊
	松叶-2	Ⅱ-1-4251	急傾斜地の崩壊

松叶-2-新①	Ⅱ-1-4251-新①	急傾斜地の崩壊
松叶-3	Ⅱ-1-4252	急傾斜地の崩壊
松叶-4	Ⅱ-1-4253	急傾斜地の崩壊
松叶-4-新①	Ⅱ-1-4253-新①	急傾斜地の崩壊
石坂-1	Ⅱ-1-4254	急傾斜地の崩壊
石坂-1-新①	Ⅱ-1-4254-新①	急傾斜地の崩壊
石坂-2	Ⅱ-1-4255	急傾斜地の崩壊
石坂-2-新①	Ⅱ-1-4255-新①	急傾斜地の崩壊
谷ノ口-2	Ⅲ-1-9170	急傾斜地の崩壊
前田-3	Ⅲ-1-9173	急傾斜地の崩壊
松叶-5	Ⅲ-1-9186	急傾斜地の崩壊
松叶-5-新①	Ⅲ-1-9186-新①	急傾斜地の崩壊
角上-2	Ⅲ-1-9187	急傾斜地の崩壊
角上-3	Ⅲ-1-9188	急傾斜地の崩壊
角上-5	Ⅲ-1-9190	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 365号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、平成19年宮崎県告示第430号、平成20年宮崎県告示第200号で指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、解除する土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

令和2年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都城市	中山谷1	04-202-1-018	土石流

	望原谷	04-202-2-020	土石流				
	望原谷3	04-202-2-022	土石流				
	中山谷2	04-202-2-023	土石流				
	横尾川1	04-202-2-505	土石流				
	横尾川2	04-202-2-506	土石流				
	横尾川3	04-202-2-507	土石流				
	荒襲谷	04-202-1-015	土石流				
	武床谷	04-202-2-014	土石流				
	荒襲谷2	04-202-2-015	土石流				
	下大塚6	II-1-0586	急傾斜地の崩壊				
	下大塚1	II-1-4919	急傾斜地の崩壊				
	下大塚2	II-1-4920	急傾斜地の崩壊				
	下大塚3	II-1-4921	急傾斜地の崩壊				
	下大塚4	II-1-4922	急傾斜地の崩壊				
<p>(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)</p>							
<p>宮崎県告示第 366号</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。</p> <p>なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。</p> <p>令和2年4月30日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p>							
市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 溪流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類				
都 城 市	東牛ノ脛S09	04-202-1-507 S	土石流				
	尾首山谷川-1	04-202-3-504 S	土石流				
	尾首山谷川-2	04-202-3-505 S	土石流				
	馬渡川S08	04-202-1-506 S	土石流				
	中山谷1	04-202-1-018	土石流				
	有明谷	04-202-2-019	土石流				
	望原谷	04-202-2-020	土石流				
	望原谷3	04-202-2-022	土石流				
	中山谷2	04-202-2-023	土石流				
	横尾川1	04-202-2-505	土石流				
	横尾川2	04-202-2-506	土石流				
	横尾川3	04-202-2-507	土石流				
	荒襲谷	04-202-1-015	土石流				
	武床谷	04-202-2-014	土石流				
	荒襲谷2	04-202-2-015	土石流				
	高野-2	II-1-4911	急傾斜地の崩壊				
	下大塚-6	II-1-0586	急傾斜地の崩壊				
	高野-3	II-1-4912	急傾斜地の崩壊				
	高野西-2	II-1-4913	急傾斜地の崩壊				
	大塚-1	II-1-4914	急傾斜地の崩壊				
	大塚-2	II-1-4915	急傾斜地の崩壊				
	大塚-3	II-1-4916	急傾斜地の崩壊				
	上大塚	II-1-4918	急傾斜地の崩壊				
	下大塚-1	II-1-4919	急傾斜地の崩壊				
	下大塚-2	II-1-4920	急傾斜地の崩壊				
	下大塚-3	II-1-4921	急傾斜地の崩壊				
	下大塚-4	II-1-4922	急傾斜地の崩壊				
	長遊園-新②	I-1-3180-新②	急傾斜地の崩壊				
	山中-2	I-1-3168	急傾斜地の崩壊				
	山中-3	I-1-3169	急傾斜地の崩壊				

	山中 - 4	II - 1 - 4946	急傾斜地の崩壊				
	山中 - 5	II - 1 - 4947	急傾斜地の崩壊		馬渡川 S08	04 - 202 - 1 - 506 S	土 石 流
	芹川内 - 1	II - 1 - 4882	急傾斜地の崩壊		有明谷	04 - 202 - 2 - 019	土 石 流
	芹川内 - 3	II - 1 - 4884	急傾斜地の崩壊		横尾川 2	04 - 202 - 2 - 506	土 石 流
	井保ヶ尻 - 1	II - 1 - 4891	急傾斜地の崩壊		横尾川 3	04 - 202 - 2 - 507	土 石 流
	中 山	II - 1 - 4861	急傾斜地の崩壊		武床谷	04 - 202 - 2 - 014	土 石 流
	札立原 - 1	II - 1 - 4862	急傾斜地の崩壊		荒襲谷 2	04 - 202 - 2 - 015	土 石 流
	札立原 - 2	II - 1 - 4863	急傾斜地の崩壊		高野 - 2	II - 1 - 4911	急傾斜地の崩壊
	有明 - 3	II - 1 - 4864	急傾斜地の崩壊		下大塚 - 6	II - 1 - 0586	急傾斜地の崩壊
	有明 - 7	II - 1 - 4865	急傾斜地の崩壊		高野 - 3	II - 1 - 4912	急傾斜地の崩壊
	有明 - 7 - 新①	II - 1 - 4865 - 新①	急傾斜地の崩壊		高野西 - 2	II - 1 - 4913	急傾斜地の崩壊
	有明 - 5	II - 1 - 4866	急傾斜地の崩壊		大塚 - 1	II - 1 - 4914	急傾斜地の崩壊
	札立原 - 3	II - 2 - 0344	急傾斜地の崩壊		大塚 - 2	II - 1 - 4915	急傾斜地の崩壊
	札立原 - 3 - 新①	II - 2 - 0344 - 新①	急傾斜地の崩壊		大塚 - 3	II - 1 - 4916	急傾斜地の崩壊
	札立原 - 3 - 新②	II - 2 - 0344 - 新②	急傾斜地の崩壊		上大塚	II - 1 - 4918	急傾斜地の崩壊
					下大塚 - 1	II - 1 - 4919	急傾斜地の崩壊
					下大塚 - 2	II - 1 - 4920	急傾斜地の崩壊
					下大塚 - 3	II - 1 - 4921	急傾斜地の崩壊
					下大塚 - 4	II - 1 - 4922	急傾斜地の崩壊
					長遊園 - 新②	I - 1 - 3180 - 新②	急傾斜地の崩壊
					山中 - 2	I - 1 - 3168	急傾斜地の崩壊
					山中 - 3	I - 1 - 3169	急傾斜地の崩壊
					山中 - 4	II - 1 - 4946	急傾斜地の崩壊
					山中 - 5	II - 1 - 4947	急傾斜地の崩壊
					芹川内 - 1	II - 1 - 4882	急傾斜地の崩壊
					芹川内 - 3	II - 1 - 4884	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 367号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

令和2年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
都 城 市	尾首山谷川 - 1	04 - 202 - 3 - 504 S	土 石 流
	尾首山谷川 - 2	04 - 202 - 3 - 505 S	土 石 流

井保ヶ尻-1	II-1-4891	急傾斜地の崩壊	<p>6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>(1) 駐車場の位置及び収容台数 建物南側 16台(駐車場No.1) 建物敷地西側 66台(駐車場No.2) 合計 82台</p> <p>(2) 駐輪場の位置及び収容台数 建物南側 20台</p> <p>(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南側 65㎡</p> <p>(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内東側 10.08㎡(廃棄物等保管施設No.1) 建物内南側 9.30㎡(廃棄物等保管施設No.2) 合計 19.38㎡</p> <p>7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時45分</p> <p>(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時まで</p> <p>(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 2箇所 建物敷地南東側及び南西側(駐車場No.1) 3箇所 建物敷地西側駐車場北東側及び南西側(駐車場No.2)</p> <p>(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後10時まで</p> <p>8 届出年月日 令和2年4月20日</p> <p>9 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 令和2年4月30日から令和2年8月31日まで</p> <p>10 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 令和2年4月30日から令和2年8月31日まで</p> <p>11 意見書の記載事項 意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、北郷町土地改良区(日南市)から令和2年3月27日付けで申請のあった定款の変更を認可した。</p> <p>令和2年4月30日 宮崎県知事 河野俊嗣</p> <hr/> <p>土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、南郷町土地改良区(日南市)から令和2年3月12日付けで申請の</p>
中山	II-1-4861	急傾斜地の崩壊	
札立原-1	II-1-4862	急傾斜地の崩壊	
札立原-2	II-1-4863	急傾斜地の崩壊	
有明-3	II-1-4864	急傾斜地の崩壊	
有明-7	II-1-4865	急傾斜地の崩壊	
有明-7-新①	II-1-4865-新①	急傾斜地の崩壊	
有明-5	II-1-4866	急傾斜地の崩壊	
札立原-3	II-2-0344	急傾斜地の崩壊	
札立原-3-新①	II-2-0344-新①	急傾斜地の崩壊	
札立原-3-新②	II-2-0344-新②	急傾斜地の崩壊	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び都城土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和2年4月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)ダイレックス新西都店
西都市大字妻字平田1707番 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 多田高志
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930番地
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和2年12月21日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,641㎡

あった定款の変更を認可した。

令和 2 年 4 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜改良増殖法（昭和25年法律第 209号）第16条第 2 項の規定により令和 2 年度の家畜体内受精卵移植に関する講習会を次のとおり開催する。

令和 2 年 4 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 開催期日
令和 2 年 8 月 5 日（水曜日）から 9 月 11 日（金曜日）まで
- 2 開催場所
宮崎県畜産試験場
- 3 家畜の種類
牛
- 4 受講申込手続
 - (1) 受講願書の受付期間
令和 2 年 5 月 7 日（木曜日）から 5 月 29 日（金曜日）まで
 - (2) 受講願書の提出先
最寄りの家畜保健衛生所

(3) 受講願書の提出

所定の受講願書に最近 3 か月以内に撮影した顔写真（縦 5 センチメートル、横 4 センチメートル）2 枚を添付して提出すること。

5 受講手数料

35,000円（受講の際、宮崎県収入証紙により納付すること。）

6 その他

- (1) テキストは、一般社団法人日本家畜人工授精師協会（東京都江東区冬木11番17号 電話03-5621-2070）発行の家畜人工授精講習会テキスト（家畜体内受精卵・家畜体外受精卵移植編）を使用するのであらかじめ準備すること。
- (2) この講習会に関する問合せは、最寄りの家畜保健衛生所又は宮崎県農政水産部畜産新生推進局家畜防疫対策課（電話0985-26-7139）にすること。

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 2 年 4 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第7140号	(有)岡田建設	岡田 達郎	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所 10385	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、舗装工事業、水道施設工事業	令和 2 年 3 月 13 日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年 3 月 13 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第 10336号	崎山電気工事店	崎山 勝志	宮崎県小林市大字真方 4847-2	一般	電気工事業	令和 2 年 3 月 27 日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年 3 月 27 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第 11177号	(株)大成アワダ	粟田 八壽志	宮崎県延岡市出北 5-15-31	一般	建築工事業	令和 2 年 3 月 16 日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年 3 月 16 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第 11838号	西水流建築	西水流 勉	宮崎県小林市大字細野 4264-227	一般	建築工事業、大工工事業	令和 2 年 3 月 13 日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年 3 月 13 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第 11865号	(株)建友倶楽部	小笹 福生	宮崎県延岡市昭和町 1-18-22	一般	土木工事業、建築工事業、大工工事業	令和 2 年 3 月 25 日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年 3 月 25 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第 13208号	東亜ネオン産業(株)	新濱 聰二郎	宮崎県宮崎市村角町萩崎 2761	一般	電気工事業	令和 2 年 3 月 2 日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年 3 月 2 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第 13744号	(株)ダイトウ	當瀬 弘朗	宮崎県都城市高城町石山 1122	一般	とび・土工工事業	令和 2 年 3 月 26 日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年 3 月 26 日 (全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第 4535号	(株)恒吉建設	恒吉 親一	宮崎県小林市大字細野 5565	一般	管工事業	令和 2 年 3 月 27 日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年 3 月 27 日 (一部廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第 5441号	(株)榎田工務店	榎田 秀信	宮崎県宮崎市大字芳土 922-7	一般	土木工事業、とび・土工工事業、内装仕上工事業	令和 2 年 3 月 19 日付けで廃業した旨の届け	令和 2 年 3 月 19 日 (一部廃業)

						け	
宮崎県知事許可 (般-30)第 10793号	(株)松元建設	松元 正次	宮崎県都城市早水町21 -11-2	一般	電気工事業	令和2年3月12日付けで廃業した旨の届け	令和2年3月12日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-30)第 11812号	(有)えとうサービス	衛藤 裕司	宮崎県宮崎市大字小松 3141-1	一般	管工事業、消防施設工事業	令和2年3月13日付けで廃業した旨の届け	令和2年3月13日 (一部廃業)

人事委員会規則

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年4月30日

宮崎県人事委員会委員長 瀧 砂 公 一

宮崎県人事委員会規則第15号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後				
別表第2 (第3条関係)				別表第2 (第3条関係)				
1~4 [略]				1~4 [略]				
5 医療職給料表(一)				5 医療職給料表(一)				
職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額	職務の級	種 別	区 分	管理職手当の額	
4 級	[略]			4 級	[略]			
	2 種	[略]			2 種	[略]		
		2	106,500円			2	106,500円	
[略]				3 種	2	93,200円		
[略]				[略]				
6~8 [略]				6~8 [略]				

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

--	--